

公正取引委員会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

〔令和7年9月8日
公正取引委員会〕

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、公正取引委員会が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、公正取引委員会が行う全ての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間

本計画は、2040年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、公正取引委員会の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標とする。

この目標は、公正取引委員会の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

公正取引委員会が庁舎等の建築物を新築する場合は、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。

2. 新築建築物のZEB化

公正取引委員会が庁舎等の建築物を新築する場合は、当該建築物は原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す¹。

また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

¹ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①「ZEB」（100%以上削減）、②「Nearly ZEB」（75%以上100%未満削減）、③「ZEB Ready」（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④「ZEB Oriented」と定義している。

3. 電動車の導入

公正取引委員会の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

4. LED照明の導入

既存設備を含めた公正取引委員会のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

5. 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力の調達

2030年度までに公正取引委員会で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。また、2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

V. 措置の内容

政府実行計画に定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。なお、取組を実施するために有効な具体的、細目的な措置及び技術的支援の在り方並びに効果的な取組に関する情報提供等について、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定・提示があった場合には、それを踏まえることとする。

1. 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

公正取引委員会が庁舎等の建築物を新築する場合は、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

(2) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

ア 空調設備について、公正取引委員会で独自に調達又は更新する場合には、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、

その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。

イ 冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、補修その他の必要な措置を講ずる。

(3) 冷暖房の適正な温度管理

気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

公正取引委員会の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

(2) LED照明の導入

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

① 2030年度までに公正取引委員会が調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行う。

② 2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

① パソコン、コピー機等のOA機器及び電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。

② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。

(5) GX製品の率先調達

GX製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、政府の事務及び事業における率先調達に取り組む。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

① ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者

の自動車利用の抑制・効率化に努める。

- ② 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース製品及びリユース可能な製品並びにリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）にのっとり、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、審議会等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

オ 再生紙の使用等

古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等についても再生紙の使用を進める。

カ その他温室効果ガスの排出の少ない製品等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

キ 廃棄物の抑制

- ① 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ② 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際は、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ③ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

- ① 庁舎等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年環境省告示第49号）等にのっとり3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の徹底を図り、サーキュラーエコノミー（循環経済）を総合的に推進する。
- ② 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環

戦略」(令和元年5月31日)に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にのっとり、政府として率先して排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。

- ③ 特に、会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月28日閣議決定)にのっとり、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。
- ④ 食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を行う。
- ⑤ 食べ残し、食品残滓ざんしなどの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

(2) 公正取引委員会主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

公正取引委員会が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。また、公正取引委員会が後援等をする民間のイベントにおいても、これらの取組が行われるよう促す。

(3) 事務・事業における Scope 3 排出量への配慮

事務及び事業において、Scope 3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① イン트라ネット等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ② 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(3) 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・評価・点検は、「公正取引委員会地球環境問題対策推進委員会設置要領に

ついて」(平成17年事務総長通達第17号)に基づき設置されている、公正取引委員会地球温暖化対策推進委員会(以下「委員会」という。)において実施するものとする。

(1) 委員の構成

(委員長) 官房総括審議官

(委員長代理) 官房総務課長

(委員) 官房人事課長、官房国際課長、経済取引局総務課長、経済取引局取引部取引企画課長、審査局管理企画課長、審査局犯則審査部第一特別審査長、官房総務課会計室長

(2) 本計画の推進、評価及び点検の管理総括は委員長が行う。

(3) 委員会事務局は、適宜、電力・ガス・燃料等の使用量を基に、本計画の進捗状況を把握し、委員会に報告するとともに、必要に応じ、メール等にて職員に周知する。

(4) 委員長は、本計画の目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

(5) 本計画の点検結果については、毎年度、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見と併せて地球温暖化対策推進本部幹事会に報告し、取りまとめ結果をホームページ等適切な方法を通じ公表する。

(6) 委員会事務局は、官房総務課会計室において行う。

VII. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

【公正取引委員会全体】

公正取引委員会温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	43,034	16,136	17,214	-60%
施設の電気使用	kg-CO2	702,815	108,604	37,154	-95%
（電気使用量）	kWh	2,023,620	2,140,834	1,821,258	-10%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.347	0.051	0.020	-94%
施設の燃料使用	kg-CO2	325,703	315,207	293,133	-10%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	1,071,552	439,947	347,501	-68%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

公正取引委員会温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	50
公用車に占める電動車の割合	%	73.7 (2023 年度)	100
LED照明の導入割合	%	9.6 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	27.6 (2023 年度)	60

【本局】

公正取引委員会本局の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	34,145	8,153	13,658	-60%
施設の電気使用	kg-CO2	571,342	0	0	-100%
（電気使用量）	kWh	1,763,401	1,850,966	1,587,061	-10%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.324	0	0	-100%
施設の燃料使用	kg-CO2	284,090	258,102	255,681	-10%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	889,577	266,255	269,339	-70%

公正取引委員会本局の温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030 年度 目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%
公用車に占める電動車の割合	%	91.7 (2023 年度)	100
LED照明の導入割合	%	0.0 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	30.0 (2023 年度)	60

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入の推進
- ② 次世代自動車の導入と公用車の効率的な運用
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ④ 用紙類の使用量の削減

【地方事務所・支所】

公正取引委員会地方事務所・支所の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	8,889	7,983	4,444	-50%
施設の電気使用	kg-CO2	131,473	108,604	13,011	-90%
（電気使用量）	kWh	260,219	289,868	130,110	-10%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.505	0.375	0.100	-80%
施設の燃料使用	kg-CO2	41,613	57,105	37,452	-10%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	181,975	173,691	54,907	-70%

公正取引委員会地方事務所・支所の温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030 年度 目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%
公用車に占める電動車の割合	%	42.9 (2023 年度)	100
LED照明の導入割合	%	31.0 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	11.9 (2023 年度)	60

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入の推進
- ② 次世代自動車の導入と公用車の効率的な運用
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ④ 用紙類の使用量の削減

○推進体制

1. 地方事務所・支所の推進体制

- ① 対策の実施責任者は、官房総括審議官とする。官房総務課会計室長は、これを補佐する。
- ② 官房総務課会計室長は、地方事務所・支所の温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握して、公正取引委員会地球問題環境推進委委員会に報告するとともに、地方事務所・支所にフィードバックする。

2. 各地方事務所・支所の推進体制

- ① 対策の実施責任者は、地方事務所長又は支所長とし、対策の徹底を図るため地方事務所又は支所内の課長で構成される委員会を設置する。
- ② 地方事務所・支所総務課において、電力・ガス・燃料等の使用量を基に、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、官房総務課会計室長及び①の委員会に報告するとともに、必要に応じ、メール等にて所内職員全員に周知する。
- ③ 地方事務所長及び支所長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、所内関係課にソフト対策の強化を指示する。